

資産除去債務をコンサル

トキワ LLP 会計基準対応など助言

トキワユニテッドパートナーズ有限責任事業組合（LLP）（東京都港区、鈴木広典代表、03・3584・5151）は、4月から上場企業に適用される「資産除去債務に関する会計基準」の対応コンサルティング事業を始めた。会計士や不動産鑑定士などで構成するLLPの強みを生かし、企業に複雑な会計基準対応の助言や支援をする。今春5～10社からの業務受託を目指す。「資産除去債務に関する会計基準」では、アスベスト対策費や土壌汚染対策費など将来発生すると見込まれる除去コストを、資産と債務に両建てで事前計上する必要がある。自社不動産を多く持つ企業や、店舗や営業所を賃借している企業には影響が大きい。しかし対応には会計に加え不動産関係の知識が必要で、企業側も監査側も対応が遅れているのが現状だ。同LLPは会計士、税理士、不動産鑑定士、一級建築士などが参加する日本でも数少ない組織。会計と不動産の両分野の専門家がチームを組んで、上場企業など監査を必要とする企業にコンサルティングする。具体的には、監査対応方針作成の支援、資産除去債務見積もりのための情報整理、債務実地調査会社の選定と発注、調査結果の集約と評価などを幅広く担当。6月の第1四半期開示までに会計処理を終わらせる。同LLPは企業にこの会計基準対応をきっかけにした企業不動産（CRE）戦略策定もあわせて提案し、顧客の拡大につなげたい考えだ。